

## 地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（案）

平成 27 年 2 月 10 日  
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

スマートフォン・タブレット端末やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及、またモノのインターネット（Internet of Things、IoT）の進展等、情報通信技術は社会インフラとして不可欠なものとなっている。

このような中、膨大で多種多様な情報が流通しており、これらの情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していくことが期待されている。

特に、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する公共データについては、新たな価値を生み出す上で、国民や企業等が利活用しやすいように機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下で公開されていくこと（オープンデータ）が求められており、新事業の創出や公共サービスの向上等が期待されている。

我が国におけるオープンデータの取組は、平成 24 年 7 月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定された「電子行政オープンデータ戦略」に基づき推進されてきているところであるが、地方公共団体におけるオープンデータの取組については、先進的な地方公共団体がある一方で、全体としてはまだ一部の地方公共団体が取組んでいるに過ぎない状況にある。

オープンデータは国のみならず、地方公共団体や民間企業、地域住民が一体となってその利活用の促進に取り組むことにより、特に、これからの人口減少、高齢社会を迎える中で地方公共団体の保有するデータの活用は地域住民へのサービスの向上、地域経済の活性化等を通じ、地方創生にも資するものと考えられる。この取組によって、結果として我が国全体としてのオープンデータの評価も高めることにつながるとも考えられる。

また、オープンデータに関する地域のコミュニティ活動の事例<sup>1</sup>も増えつつあり、住民参加型の課題解決についての職員や住民の意識改革という観点からも期待が高まっている。

このため、地方公共団体におけるオープンデータを普及拡大する観点から、地方公共団体におけるオープンデータの推進に係る基本的考え方等を整理し、地方公共団体がオープンデータに取り組むに当たっての参考となるよう、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）」を策定する。

また、本ガイドラインの補足資料として作成する別添「オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～」の解説や事例等を併せて参考とし、オー

<sup>1</sup> 例えば、横浜市のオープンデータソリューション発展委員会 (<http://yokohamaopendata.jp/>) や福岡県の九州 IT&ITS 利活用推進協議会 (<http://qpits7.jp/>) などの事例がある。

オープンデータに取り組むこととされたい。

## 1 地方公共団体におけるオープンデータ推進の意義

### (1) 地域の課題を解決する手段としてのオープンデータ

国においては、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（以下、府省ガイドラインという。）」において、公共データの活用を促進する意義・目的を、次のとおり整理している。

ア 経済の活性化、新事業の創出<sup>2</sup>

イ 官民協働による公共サービス（防災・減災を含む。）の実現<sup>3</sup>

ウ 行政の透明性・信頼性の向上<sup>4</sup>

オープンデータに取り組むに当たっては、上記の意義を参考としつつも、公共データの公開と利活用により地域の課題を解決するという視点が重要である。また、地域の課題を解決する視点からは、住民や民間企業との連携を図りつつ、地域の目標として取り組むことも必要である。

オープンデータは、地域の課題の解決を住民や民間企業と連携して実現するための有効かつ効率的な手段であると同時に、行政内部においても必ずしも行政事務の負荷を増大させるものではなく、中長期的には行政事務の効率化につながることも少なくない点を考慮すべきである。

### (2) 地方公共団体における課題の特徴

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が平成 26 年 11 月に全国の地方公共団体（都道府県および市区町村）に対して実施したオープンデータに関するアンケート<sup>5</sup>（以下、「地方公共団体アンケート」という。）の結果によれば、地方公共団体が認識している地域課題の上位は「人口減少、少子高齢化」、「防災、災害対策」、「まちづくり、産業雇用創出」となっている。

<sup>2</sup> データ収集や各種コードによるデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることから、コスト圧縮ができ、新しいサービスを提供するビジネスが可能となる。（例えば、気象、地質、交通その他の観測・調査データのような専門的データを収集・分析してビジネスに活用するなど）

<sup>3</sup> 複数の行政機関や民間のデータを組み合わせることで、民間からも、生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できる。（例えば、子育て、教育、医療、福祉等の身近な公共サービスの内容、品質等を利用者に分かりやすく示す、災害時に迅速に複数の情報を組み合わせた情報発信が可能となるなど）

<sup>4</sup> 政策・事業に関する計画、決定過程、決定内容、結果等について、横断的に検索・集計・比較することで、政策の変化・特徴の把握や、政策の妥当性の理解・評価ができる。（例えば、補助金や政府支出について、府省、分野、地域、支出先等別に分析するなど）

<sup>5</sup> 全国 47 都道府県および 1741 市区町村の計 1788 団体に対して実施し、1750 団体が回答。

最も回答が多かった地域課題である「人口減少、少子高齢化」と人口規模との関連について見ると、人口 30 万人未満の地方公共団体では「人口減少、少子高齢化」が上位となっている。一方で、30 万人以上では「人口減少、少子高齢化」も課題として上位ではあるものの、「防災」や「まちづくり、産業雇用創出」、「子育て支援」と同程度の割合となっている<sup>6</sup>。

また、平成 26 年 11 月に全国の住民に対して実施したオープンデータに関するアンケート<sup>7</sup>（以下、「住民アンケート」という。）の結果によると、住民にとって関心の高い公共データは「医療、福祉」、「税金、くらし」、「防災」、「交通情報」となっている。

地方公共団体の規模や地域性により地域課題は多様であるが、こうした地域課題のうち、まずはこのような各地方公共団体で共通性のあるテーマや、住民のニーズが高いテーマに優先的に取り組むことが効果的であると考えられる。

このような取組により、先行事例を参考とした効率的なオープンデータの取組が進み、他の地方公共団体のデータと組み合わせて利活用することも容易になることから、公共データの相乗的な利用価値の向上が期待される。

先進的な地方公共団体の事例では、既存のボーリングデータを公開することにより、近隣での造成・建築時における新規のボーリング採掘が削減可能となり、調査費用及び調査時間の削減が見込まれる。さらに、これまで建物等毎に別々に保存されていたボーリングデータを公開することで地域全体の地質構造が一覧できるようになり、防災や保険といった他分野への利活用も期待される。

その他、消火栓マップや災害時の避難所マップ、バス経路情報やゴミ回収情報、公共施設におけるバリアフリー情報等の暮らしの利便性向上に繋がるアプリや、観光と防災を組み合わせたアプリの開発・提供に繋がった例も見られる。また、GIS<sup>8</sup>（地理情報システム）の導入により、地図と連携したデータの分析等が可能となり、分析結果を活用した新たなサービスの開発をはじめ、民間での利活用が期待される事例もある。このような事例の中には、アプリやデータを提供することにより住民からの問合せが減少するなど、行政事務の効率化に資するとの意見もあったところである。

このため、他の地方公共団体における事例も参考にしつつ、各地方公共団体において、自ら抱える地域課題の解決にオープンデータを活用することが重要である。

---

<sup>6</sup> 「人口減少・少子高齢化」を課題として挙げた地方公共団体を人口規模ごとに見ると、人口 5 万人未満では該当規模の地方公共団体のうち 33.1%を筆頭に、人口 5 万～10 万人が同 27.1%、人口 10 万～30 万人が同 27.9%と続く。一方、人口 30 万～50 万人では同 17.4%、人口 50 万～80 万人で同 23.5%、人口 80 万人以上で同 17.6%となっている。（人口規模だけで地域課題の傾向を把握できるわけではないことに留意されたい）。

<sup>7</sup> ランダムに抽出した全国の 10 代から 70 代の男女 1034 人が回答。

<sup>8</sup> GIS とは **G**eographic **I**nformation **S**ystem の略称であり、位置情報を持ったデータ（空間データ）を作成、加工、管理、分析、可視化する技術、及びその技術を利用した情報システムのこと。

## 2 取組体制等

### (1) オープンデータ推進に関する取組体制

オープンデータに先進的に取り組んでいる地方公共団体においては、オープンデータの推進を図るため、地域の課題に総合的に取り組む観点から、首長のリーダーシップの下、部署横断的な体制を構築している例が見られる。

このような事例も参考に、例えばオープンデータに関する企画・調整は、部署横断的な業務を遂行する企画政策担当課等が、情報担当課等と連携しつつ担うといった体制を整備することも考えられる。また、最高情報責任者（CIO）を最高責任者と位置づけるほか、CIOの担当部署（主に情報担当課）がオープンデータの企画・調整を担当するということも考えられる。

部署横断的な体制、既存の担当部署のいずれも存在しない場合も、まず、情報通信技術（IT）に知見のある情報担当課がオープンデータも担当し、Webサイトのコンテンツ管理を担当する広報課や、現場を持つ業務を担当する各課等と連携するところから体制を構築することが考えられる。

このように、オープンデータを推進するに当たっては、各地方公共団体内において、各部署が相互に連携して取り組むことが重要である。

なお、庁内の各種研修会等において、他の地方公共団体の参考事例を紹介しつつオープンデータに関する職員の理解を深める等、連携体制の円滑な構築に向けた取組も重要である。

### (2) 国との連携

国は府省のデータを横断的に検索可能なオープンデータのカタログサイト DATA.GO.JP を運用しているが、将来的には日本全国の公共データのポータルサイトとして構築し、地方公共団体のオープンデータも登録できるよう検討しているところである。

DATA.GO.JP の活用の他にも、オープンデータに関連するニーズ調査、利活用のアイデア、推進する上での課題の整理、実証事業の実施等、国と密接に連携しつつオープンデータを効率的かつ効果的に推進することが望ましい。

### (3) 地方公共団体間の連携等

複数の地方公共団体が連携してオープンデータに取り組むこと<sup>9</sup>は、データ公開に係る業務の効率化や、複数の地域を横断したデータの利活用の促進、行政サービスの向上等に関する合同でのアイデア公募やその成果の共有等、大きな効果が期待される。

<sup>9</sup> 例えば、福井県と域内市町が連携した共同公開データ（4データ）の事例（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/opendata/list.ct.html>）や、武雄市、千葉市、奈良市、福岡市、三重県、室蘭市の「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」（<https://www.facebook.com/bigdataopendata4city>）等がある。

例えば、福井県や静岡県のように都道府県が域内の市区町村と一体となって取り組むことは、こうした効果をより高める体制として検討に値するものと考えられる。

市区町村間の連携においては、都道府県の役割が重要となる。都道府県は、域内市区町村のデータを必要に応じ集約した上でオープンデータとして積極的に公開することに加え、市区町村間の連携を高めるうえで、データ形式、利用規約の整合化を働きかけることが望ましい。

さらに、都道府県の範囲を超えて市区町村が連携することも、上記の効果をより増大するものとして積極的に取り組むことが望まれる。

#### (4) 民間団体、NPO、民間企業、教育機関との連携

オープンデータに関する民間団体<sup>10</sup>や NPO 等<sup>11</sup>の活動は近年急速に活発になってきており、こうした組織等との連携も、効率的に地方公共団体のオープンデータの取組を進めるうえで重要である。

また、地方公共団体が民間企業や小・中・高・大学等の教育機関と連携してオープンデータに取り組むこと<sup>12</sup>により、住民や民間企業のニーズの的確な把握や、民間企業や教育機関が有する技術の活用、新規ビジネスによる雇用の創出、オープンデータに関する職員の人材育成や教育機関における将来を担う世代のオープンデータ教育も期待できる。

オープンデータに関する代表的なイベントであるアイデアソン（地域課題を解決するためのアイデアを参加者が議論するもの）や、そのためのコンピュータプログラムを開発するハッカソンは、民間団体や NPO、民間企業、教育機関等が地方公共団体等と連携して開催することも多く、広域で開催されるイベント<sup>13</sup>も定期的に行われるようになってきている。

地方公共団体がこのようなイベントを通じて関係者との連携を深めていくことも、効率的な取組体制の強化のみならず、オープンデータの利活用の促進等のためにも有効と考えられる。

#### (5) 取組方針の策定等

オープンデータの推進を計画的かつ効率的に実施する観点から、各地方公共団体

---

<sup>10</sup> 例えば、横浜市には「横浜オープンデータソリューション発展委員会」

(<http://yokohamaopendata.jp/>) という市民主体の任意団体がある。

<sup>11</sup> 例えば、一般社団法人オープン・ナレッジ・ファウンデーション・ジャパン (<http://okfn.jp/>)、Code for Japan (<http://code4japan.org/>)、特定非営利活動法人リンクト・オープン・データ・イニシアティブ (<http://linkedopendata.jp/>) 等がある。

<sup>12</sup> 例えば、福島県会津若松市には「CODE for AIZU」(<http://aizu.io/>) を中心とした産学官連携活動がある。

<sup>13</sup> 例えば、世界で一斉に同一の日に開催されるイベント「インターナショナル・オープンデータデー」がある。2014 年は世界 194 都市で開催され、そのうち 32 箇所は日本で開催された。

において取組方針<sup>14</sup>を策定することが望ましい。

オープンデータの取組方針の策定に当たっては、公共データを原則公開する等の基本的考え方とともに、具体的な取組内容について時間軸と併せて示す工程表（ロードマップ）も作成することが重要である。

オープンデータの取組体制の整備と併せて、本ガイドラインや先進的な取組の地方公共団体の例も参考にしつつ、各々の地方公共団体の体制状況等を踏まえ対応することが望ましい。

また、取組方針、工程表（ロードマップ）が着実に進展しているかどうかに関する進捗チェックリストを作成し、定期的に進捗状況を把握するフォローアップを行うことが望ましい。

### 3 データ公開等に関する基本的な考え方

データ公開等に関する基本的な考え方について、以下の整理を参考とし、各地方公共団体における期待される効果や、取組にかかるコスト及び取組体制を勘案した上でオープンデータに取り組むことが望ましい。

#### (1) データの公開の手法

データを公開する手法としては、先進的な取組事例を見ると、地方公共団体が運営する Web サイトでオープンデータのコンテンツを公開する方法（公式サイトの一部にオープンデータのサイトを開設、あるいは公式サイトから独立した別のサイトを開設）のほか、府省が運営する Web サイト<sup>15</sup>や民間団体が運営する Web サイト<sup>16</sup>にデータを掲載する方法や、分野横断的な検索機能等を有するデータカタログサイトを構築すること等が考えられる。

なお、公表にあたっては、情報の種類に応じて、パソコンのみならずスマートフォン等の端末での利用に適した表示方法にも配慮することが望ましい。

#### (2) 公開するデータの利用ルールの在り方

##### ア 基本的な考え方

地方公共団体が公開するデータの利用ルールについての基本的な考え方は、

<sup>14</sup> 例えば、都道府県では青森県が「オープンデータあおもり戦略」を策定しており、  
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/system/opendata.html>)、市町村では横浜市が横浜市オープンデータの推進に関する指針  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/opendata/odshishin.pdf>) を策定している。

<sup>15</sup> 例えば、総務省が今年度中に整備する公共クラウドがある。

<sup>16</sup> 例えば、Linkdata.jp (<http://www.linkdata.org/>) や Citydata.jp (<http://citydata.jp/>) 等がある。

著作権処理や著作権の表記方法等が地方公共団体毎に異なる場合、利用者にとっては個別の権利処理の手続きが煩雑になるため、府省ガイドライン<sup>17</sup>の「2 二次利用を促進する利用ルールの在り方」に準じ、統一的に運用されることが望ましい<sup>18</sup>。

#### イ 採用すべき利用ルールと表示方法

地方公共団体の著作物に関する利用ルールについては、原則として営利目的も含めた二次利用を認めるものとし、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。

また、国際的にも広く認知されている標準的なルールとすることも、国際的な情報流通が進展する中、国内外のデータの有効な利活用を図る観点からも重要であることから、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本」<sup>19</sup>を採用することが望ましい。

具体的な利用ルールについては、データを公開する Web サイト全ての掲載データを対象として一括して表示する方法、掲載データ毎に個別に表示する方法、又はこれらの両方を表示する方法のいずれも可能である。

なお、公共データの作成等を外部業者等に委託する際には、地方公共団体が当該データを二次利用可能な条件で公開できるように契約を締結することが望ましい<sup>20</sup>。

#### ウ 法令等に基づいて整備したデータの公開等

都市計画図や土砂災害ハザードマップ等、地方公共団体が法令等<sup>21</sup>に基づき整備、調査を実施したことにより保有<sup>22</sup>しているデータや、一部の地方公共団体が既に Web サイトで公表を行っている、個人情報が含まれるデータ<sup>23</sup>等についても、オープンデータとしての利用が求められているものがある。これらの中には、

<sup>17</sup> [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/data/gl26\\_honbun.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/data/gl26_honbun.pdf) (参照に当たり適宜「国」、「各府省」を「地方公共団体」と読み替えること。)

<sup>18</sup> 府省ガイドラインの別添 1 「政府標準利用規約 (第 1.0 版)」は国の府省の Web サイトの利用ルールのひな形として策定されたものであるが、今後見直しの検討を行うとされていることから、地方公共団体の公開データの利用ルールとして利用する際には、その点に留意されたい。

<sup>19</sup> オープンデータに先進的に取り組んでいる地方公共団体においても、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本 (<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/legalcode>)、通称 CC BY が広く採用されている。

<sup>20</sup> オープンデータ流通推進コンソーシアム「オープンデータガイド 第 1 版」(<http://www.vled.or.jp/results/>) P73 参照

<sup>21</sup> 法律、府省令、施行規則、指針、手引き、ガイドブック等によるもの。法律としては都市計画法や道路法等がある。

<sup>22</sup> 例として、法律に基づき都道府県が市区町村に調査を委託し、都道府県が取りまとめる土地基本統計がある。

<sup>23</sup> 個人事業主名や住所等が記載された食品営業許可施設一覧表等がある。

①法令上、「公表」、「閲覧」、「縦覧」等を行う旨の規定があるものは、「公表」等の概念で二次利用かつ機械判読可能なオープンデータとして公開してよいのかどうか、

②「公表」や「閲覧」等の対象が「データの要旨」等とされているものや、そもそも「公表」等の規定がないものがあり、当該データを公表してよいのかどうか、

といった取扱いの判断がしにくい事例も見受けられる。

この点、①については、先行的な地方公共団体がすでにオープンデータとして公表しているもの<sup>24</sup>、二次利用に問題がないことが公的に示されているもの<sup>25</sup>があり、このような事例を参考にしつつ、個別法令に基づく利用を行う他、国として統一的な見解を示すよう整備を行うこととする。

②については、国において、具体的なニーズを踏まえ、必要に応じ法制度の見直しも含め検討を行うこととする。

### (3) オープンデータとしてのデータ作成方法

#### ア 基本的な考え方

オープンデータの利活用に当たっては地方公共団体のみならず、国を含め様々な主体が提供するデータを活用することが想定されることから、データ作成においては、データの形式や分類方法等を整えておくことが重要である。その際、データの内容やアクセス方法について、共通語彙基盤<sup>26</sup>やコード<sup>27</sup>、情報流通連携基盤共通 API<sup>28</sup> (Application Programming Interface) の規格等に準拠させておくことが望ましい。

#### イ データ形式

公開するデータについては、人間が読む、印刷することを念頭に置いた従来のデータ形式に加えて、特定のアプリケーションに依存せず、容易に加工可能

<sup>24</sup> 北海道室蘭市は、「むろらんオープンデータライブラリ」

(<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2260/odlib.php>) で、法律に基づき整備される、洪水や津波の浸水想定、土砂災害に関する区域図、都市計画現況図等の情報を二次利用可能な形式で公開している。

<sup>25</sup> 都市計画図など地方公共団体が手がけた公共測量のデータについて、測量した機関の承認を得れば二次的複製を行いビジネスに活用することが可能との国の見解が社会基盤情報流通推進協議会により公開されている。( [http://aigid.jp/?page\\_id=569](http://aigid.jp/?page_id=569) )

<sup>26</sup> 経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構が構築を進めている、関係者間で情報の連携を行うための共通の辞書を作る取組。共通語彙基盤については、(<http://goikiban.ipa.go.jp/>) 参照。

<sup>27</sup> 例として、統計審議会の答申を踏まえ、昭和 45 年 4 月に定められた「統計に用いる標準地域コード」(<http://www.stat.go.jp/index/seido/9-5.htm>) や、平成 27 年 10 月以降に通知予定の「法人番号」(<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/houjinbangou/index.htm>) がある。

<sup>28</sup> 総務省が構築を進めている「情報流通連携基盤共通 API」については、([http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata/](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata/)) 参照。

な機械判読に適したデータ形式でも公開することに努める。

なお、公共データの作成を外部業者等に委託する際には、上記の機械判読に適したデータ形式のデータも納入させることが望ましい。

#### ウ データ管理のための分類方法

データの公開に当たっては、検索や管理がしやすいように、データの内容に応じて分類（カテゴリー化）し、タグ付け（データに対してタグと呼ばれる短い単語をいくつか付けて整理する方法）を行うことが望ましい。

例えば、国が公開している DATA.GO.JP では、政府統計の総合窓口 e-Stat で使用されている分類<sup>29</sup>や、日本標準産業分類<sup>30</sup>などを用いている。

ただし、地方公共団体においては、「防災」（避難所の情報等）、「観光」、「医療」（AED の設置箇所等）、「財政」（予算や決算情報等）、「統計情報」（人口動態等）といった国でも採用している分類に加え、「交通」（バス停の情報等）、「教育」、「子育て」、「環境」（ごみの情報等）、「届出・許認可」、「文化」（文化財の情報等）等の地方公共団体特有の分類等が見受けられる。

このような地方公共団体特有の分類等についても地方公共団体間で共通性を確保できるよう、例えば民間の取組である、NPO 団体アスコエ、一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会<sup>31</sup>の「ユニバーサルメニュー」を使用するなど、既存の分類、タグ付けの方法を参考にし、地方公共団体にあった方法を選択することが望ましい。

#### エ データの信頼性の確保や改ざんのリスク

データの二次利用を推奨する一方で、悪意を持った利用者が、編集・加工した情報をあたかもデータの公開主体が作成したかのように公表・利用する懸念があり、公開するデータやリスクの大きさに応じ、以下のような対策等をとるべきと考えられる。

- ① 政府標準利用規約（第 1.0 版）に準じ「公表者は、利用者が該当コンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない」旨や、「編集・加工した情報を、あたかも〇〇市が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止する」旨の利用規約を盛り込む。
- ② 特に改ざんが懸念されるデータについては、公表者のデータと比較できるようにする。（例えば、更新の有無に関らず、比較できるように元の公開済みデータを削除せずに残しておく<sup>32</sup>。）

<sup>29</sup> 国土・気象、人口・世帯、労働・賃金、農林水産業、鉱工業などの項目からなる。

<sup>30</sup> 統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的とした統計基準であり、全ての経済活動を産業別に分類したものである。

<sup>31</sup> 一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会 (<http://universalmenu.org/>) 参照。

<sup>32</sup> 元データを全て保存できない場合は、更新前後の差分（変更箇所）を公開しておく方法も考えられ

③ 改ざんを技術的に検知する方法を採用する<sup>33</sup>。

#### (4) 情報公開制度との関係

オープンデータの取組に類似する制度として情報公開制度がある。地方公共団体における情報公開制度は、行政の透明化を図るために条例に基づいて住民からの公開請求の手続きにより、行政文書の写しを請求者に提供するものである。

地方公共団体の中には情報公開制度によってオープンデータを代替できるのではないかとの意見もあるが、情報公開制度により入手したデータを他のデータと組み合わせて利活用するためには、情報公開制度で入手した電子データを機械判読可能なように変換する作業等が必要になるほか、情報公開制度を利用する場合、一定の行政手続きが必要となる。また、二次利用のルールも明確にされていないため、二次利用における利活用を制限することにもなりかねない。

逆に、情報公開請求の対象となることが多いデータをオープンデータとして公開することは、住民と地方公共団体の双方にとって、事務手続きを大幅に削減することが可能となる利点もある。

このため、地方公共団体においては、情報公開制度とは別の仕組みとして、地域住民の具体的なニーズを踏まえてオープンデータに積極的に取り組むことが期待される。

#### (5) データ公開に関するその他の留意事項

##### ア データ整備の順序

データ整備に当たっては、取組体制等を踏まえて効率的に実施するためにも、例えば以下の順序で取り組むとよい。

- ① 既にインターネットを通じて公開しているデータに二次利用可能な利用ルールを適用する（地方公共団体が既にインターネットを通じて公開している多数のデータの中から、まず地域課題の解決に資するデータを優先して二次利用可能な利用ルールに変更する。これによりオープンデータとしての公開を実現）。
- ② ①のデータについて、機械判読に適したデータに変換して公開する。
- ③ 今後新たに作成するデータを公開するに当たって、二次利用可能な利用ルールを適用するのと併せて、機械判読に適したデータ形式でも公開する。データの作成を外部業者等に委託する際には、機械判読に適したデータ形式のデータも納入させることが望ましい。
- ④ これまでインターネットを通じて公開されていなかった情報について、利用者のニーズが大きいデータや新規に公開するコストが小さいデータは、

る。

<sup>33</sup> 二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）（別添）参照  
([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl\\_betten.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl_betten.pdf))

公開自体や二次利用を認めることが困難なものを除き、二次利用可能な利用ルールの下、機械判読に適したデータ形式で公開する。

なお、オープンデータの達成度の評価指標として用いられている「5つ星」の指標も参考にされたい。<sup>34</sup>

#### イ データの鮮度の維持と更新情報の通知

お知らせやイベント情報、統計情報等、データの迅速な公開やその鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り迅速に公開するとともに適時適切な更新を行うことが望ましい。

地方公共団体アンケートによれば、Web サイトで公開している情報のうち、元のデータの更新頻度の高いもの<sup>35</sup>については、「毎日」や「毎週」、「毎月」というように定期的に Web サイトの情報も更新されているケースが多い。オープンデータについても、更新されたデータは速やかに Web サイトに反映することが必要である。

また、データ更新の周期等を明示し、利用者が予め更新の時期を把握できるようにしていくことも考えられる。

データを更新した場合には RSS (Web サイトの更新情報や記事の要約を配信する仕組み)、メール、SNS 等で利用者へ速やかに通知するよう努めることが望ましい。

#### ウ インターネット利用者以外への配慮等

インターネットやパソコン等を日常的に利用していない等の住民にも配慮されることが望ましい。オープンデータの取組は、公共データをインターネットで公開することを前提としているが、オープンデータを利活用して生み出される情報には、AED 所在地リストを二次利用して作成される AED 所在地マップのように、地域住民に役立つものもあるため、役所の窓口等を通して情報提供するなど、全ての住民に行き届くようなバリアフリーを意識した工夫もなされることが望ましい。

なお、近年、スマートフォンを利用する高齢者も増加しており、オープンデータのスマートフォン向けの公開や、そのデータを利用したアプリを活用してもらうことにより、高齢者の情報通信技術 (IT) の利用促進にもつながると考えられる。

---

<sup>34</sup> Web の創設者 Tim Berners-Lee が提唱した 5 段階の指標で、ファイル形式に関わらず二次利用が可能なライセンスを満たす場合は第 1 段階、機械判読性の比較的高い csv 形式は第 3 段階とされている。  
(<http://5stardata.info/ja/>)

<sup>35</sup> 前述の地方公共団体アンケートでは、更新頻度の高い情報は、広報・お知らせ、イベント情報、統計・環境情報、行政情報・調達情報、観光の順であった。

#### 4 その他オープンデータの利活用促進のための環境整備

住民アンケートによれば、「オープンデータ」について全く知らない人が 74.8%と大半を占めており、一般市民への認知拡大への取組が重要である。

オープンデータの取組開始時や、データ更新、拡充の際には Web サイトの拡充や広報誌等を活用して周知を図るとともに、関連するイベントを開催する等、様々な機会を利用して啓発活動を積極的に行うことにより、住民やデータ利用者に対する認知の向上を図ることが重要である。

また、テレビ、新聞等のマスメディアを積極的に活用することも有効である<sup>36</sup>。

データの利活用の事例があればこれも併せて周知することが利活用をより促進することにつながる。

こうした認知向上に関する取組に際しては、オープンデータのロゴの活用<sup>37</sup>等、国とも連携しながら進めることが望ましい。

#### 5 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、地方公共団体等の意見・要望や関連技術の進展等を踏まえ、随時、柔軟に見直しを行うものとする。

(以上)

<sup>36</sup> 例えば、国ではテレビ、新聞、雑誌を通じた周知の拡大のみならず、講演やセミナーへの対応、オープンデータ普及イベント、表彰事業への参加等により、認知拡大の取組を行っている。

<sup>37</sup> オープンデータ推進のロゴ (<http://www.data.go.jp/XXXXXXX/>)